

平成 29 年度 栃木労基署管内『安全宣言』運動！

栃木労働基準監督署
一般社団法人 栃木労働基準協会
一般社団法人 佐野労働基準協会

I. 趣旨・目的

1. 栃木労働基準監督署管内において死亡災害を含む労働災害が多発している現状に鑑み、労働基準監督署の主唱のもと、労働基準協会及び各労働災害防止団体並びに管内各事業場が労働災害防止に係る特段の『運動』を展開し、事業場の経営トップ自らが「安全」を「宣言」し自らが実践することで、労働災害の発生を大幅に減少させるとともに、死亡災害の撲滅を図ることを目的とする。

2. 主唱者・主催者・後援者は、管内各事業場が行う日常の労働災害防止活動を支援し、事業場の安全衛生を担当する管理者、担当者等に必要な知識を付与するため、各種「教育講座」を開催する。

また、当該運動に参加し労働災害の撲滅を目指して「安全宣言」を行った事業場を広く管内に紹介することで、企業価値（安全衛生ブランド）の向上に繋がることを期待するものである。

近年の栃木労働基準監督署管内における休業4日以上を伴う労働災害は、平成21年の464件（死亡3件）を底にして上昇傾向にあり、「第11次労働災害防止計画（平成20年度～平成24年度）」の目標達成には程遠い状況が見込まれた。

このため、平成24年度を初年度とした「栃木労基署管内『安全宣言』運動！」を幅広く展開し、各種講座やセミナー、研修等を実施し管内事業場の安全衛生水準の向上を図ってきたところである。

その結果、平成24年における休業4日以上の労働災害件数は562件、平成25年が508件、平成26年が504件、平成27年が541件となり、その減少傾向に陰りが窺えたところである。

こうした中、平成28年における休業4日以上の労働災害発生件数は、平成29年2月末現在523件と、暫定値ではあるものの前年同期に比べ14件減少（2.6%の対前年比減）という状況となっているものの、死亡災害は対前年比2件増の7件（うち5件は第三次産業で発生）と誠に残念な状況となっている（この運動期間中の5ヶ年間で28件の死亡災害が発生している。）。

栃木労基署管内の労働災害の傾向として、労働災害全体は中長期的に減少してきているものの、災害の発生源となる各職場の不安全要因は未だ数多く存在していること、さらに、長年にわたり事業場の安全衛生管理を担当してきたベテランの安全・衛生管理者が退職又は異動すること等により安全衛生対策のノ

ウハウが後任者に十分継承されず、全体的に事業場の安全衛生管理活動が後退する等の状況が窺え、結果として安全衛生に係る基本的なルールが遵守されずに発生した災害が散見されている。

停滞していたわが国経済が上向きに転じ産業界における生産活動も好調に転じつつある中、労働災害の発生が増加してきていること、産業構造の変化に伴い小売業、飲食店、社会福祉施設における労働災害が増加していること等、これらの事業場では必ずしも安全衛生活動に対する取り組みが十分に図られているとは言えず、より一層の災害防止に向けた各種取り組みの展開が強く求められる。

こうしたことから、第12次労働災害防止計画の全体目標である「①死亡災害の撲滅、②休業4日以上災害の15%減少、③リスクアセスメントの取り組み事業場の80%以上の導入」を達成するため、また、「安全」は、事業場の経営トップ自らが宣言し自らが実施することで大きな効果が期待できるものとの考えから、本年度も前年度に引き続き、各事業場で重点的に対策を講じる活動を『安全宣言』として掲げ、管内全体の安全意識の向上と労働災害の防止に寄与すべく、「平成29年度栃木労基署管内『安全宣言』運動！」を管内全域で展開する。

II. 実施期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日【1年間】

III. 主唱者

栃木労働基準監督署

IV. 主催者

一般社団法人 栃木労働基準協会

一般社団法人 佐野労働基準協会

V. 後援者

建設業労働災害防止協会栃木県支部下都賀分会

建設業労働災害防止協会栃木県支部安蘇分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部栃木分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部小山分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部下野分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部佐野分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部安蘇分会

林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部下都賀分会

林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部佐野分会

栃木地区プレス災害防止協議会

佐野プレス災害防止協議会

栃木監督署管内ゴルフ場労働災害防止協議会

佐野地区ゴルフ場労働安全協議会
栃木監督署管内建設業職方別災害防止協議会
葛生地区窯業安全研究会
佐野食品関連事業労働災害防止協議会
一般社団法人佐野工業団地総合管理協会
栃木地区安全管理者研究会
小山地区安全管理者研究会
栃木・小山地区安全管理者研究会食料品部会
栃木地区T H P 推進協議会
佐野地区T H P 推進協議会
栃木地域産業保健センター
佐野地域産業保健センター

VI. 実施者

管内全事業場

VII. 実施事項

1. 『安全宣言』

管内各企業は、安全衛生委員会又は社内会議等の決議の下、安全対策の重点を定め、その施策を展開する旨を、別添様式1により『安全宣言』として栃木労働基準監督署長あて提出してください。

これを受けて、栃木労働基準監督署長は、別添様式2により「確認書」を交付します。

なお、確認書が交付された事業場は、労働基準協会会報等により社名等が公表されます。

2. 栃木労基署管内『安全宣言』運動！のポスター、看板等の掲示

主催者は、管内全域に周知啓発のための年間周知ポスターを作成します。

後援者は、参加会員の活動を推進するための看板、のぼり旗等を作成するとともに、会報等への掲載により当該運動の周知を図ります。

実施者は、『安全宣言』の下、その施策について具体的な活動を展開します。

3. 「栃木労基署管内『安全宣言』運動！」戦略会議の開催

栃木労働基準監督署管内労働災害防止団体等連絡会議を年度当初に開催し当該運動の実施についての意見・情報交換を行うとともに、平成30年3月には年間活動の実施状況を報告する会議を実施します。

4. 「地区産業安全衛生大会」の開催

主催者は、平成29年11月に栃木地区及び佐野地区産業安全衛生大会を開催し、「栃木労基署管内『安全宣言』運動！」の一層の推進を図ります。

5. 栃木労基署管内『安全宣言』運動！教育プログラム

主催者は当該運動に係る各種教育講習会を計画し、実施者は必要に応じ受講します。

6. 厚生労働省「あんぜんプロジェクト」への参加

「栃木労基署管内『安全宣言』運動！」に一生懸命取り組んでいる事業場は、厚生労働省「あんぜんプロジェクト」への参加資格となることから、当該プロジェクトへの申込み申請（申請も承認も活動にも一切の費用は掛かりません）を事業場単位で行うことができます。

7. 中小企業の無災害記録達成への褒賞

「栃木労基署管内『安全宣言』運動！」に取り組んでいる中小企業（労働者10人以上100人未満）が、一定の「無災害記録日数」を達成した場合、中央労働災害防止協会の「中小企業無災害記録証授与制度」による記録証の授与が申請できます。

無災害記録を達成した中小企業が、所定の様式により栃木労働基準協会又は佐野労働基準協会に無災害記録証の交付申請をしていただければ、中央労働災害防止協会から無災害記録証及び副賞の楯が授与されます。（交付申請に一切の費用はかかりませんので、該当事業場には中小企業無災害記録達成証授与制度の利用いただくことを推進します。）

8. 強調期間の設定

当該運動の実施期間は、年間を通しての実施のため、下記の強調期間を設けることとします。

- (1) 4月1日より5月31日までを「未熟練労働者対策強調期間」とする。
このため、新入社員等を対象とした「雇い入れ時等教育」を実施する。
- (2) 5月1日より9月30日までを「熱中症予防強調期間」とする。
- (3) 9月1日より11月31日までを「労働衛生対策強調期間」とする。
- (5) 12月15日より1月15日までを「年末・年始無災害運動強調期間」とする。
- (6) 2月1日より3月31日までを「リスクアセスメント推進強調期間」とする。
- (7) 年間を通して「墜落・転落災害防止対策強調期間」、「転倒災害防止対策強調期間」、「挟まれ巻き込まれ災害防止対策強調期間」とする。

9. 当該運動の周知・広報（事業者及び労働者への周知）

当該運動に関する実施要項及び「安全宣言」申請書及び安全宣言事業場名簿並びに教育プログラムに関する教育講座等の案内及び申し込み用紙、労働災害発生状況等について、一般社団法人栃木労働基準協会並びに一般社団法人佐野労働基準協会ホームページに掲載する等、インターネットを活用した周知・広報を図る。

栃木労基署管内『安全宣言』運動！確認書交付要綱

(趣旨・効力等)

- 第1条 当該「確認書」は、栃木労基署管内『安全宣言』運動！に基づく事業場から提出された安全宣言を、栃木労働基準監督署長が確認し交付するものである。
- 2 確認書を受領した事業場は、当該運動の趣旨に基づき労働災害の防止に向けた取組を推進するもので、栃木労働基準監督署との間における行政上の便宜的効力はない。

(実施主体)

- 第2条 栃木労基署管内『安全宣言』運動！の実施は、
- 主唱者 栃木労働基準監督署
- 主催者 一般社団法人栃木労働基準協会
一般社団法人佐野労働基準協会
- 後援者 管内労働災害防止団体等24団体
- 実施者 管内全事業場 とする。

(申請手続き)

- 第3条 申請は、栃木労基署管内『安全宣言』運動！実施要綱に基づき、栃木労働基準監督署管内にある全ての事業場で行うことができる。

(申請期限)

- 第4条 申請は、栃木労基署管内『安全宣言』運動！実施要綱に基づき、様式1号により申請するものとする。
- 2 申請は、平成29年4月1日から受付を開始し、平成29年12月末日をもって終了する。

(確認書の交付)

- 第5条 確認書は、前条により申請された様式1号を基に審査をし、毎月1回様式2号により交付する。
- 2 交付は、栃木労働基準監督署において職員が直接交付することを基本とし、必要に応じて郵送等での交付とする。

(その他)

- 第6条 趣旨に反して確認書の交付を受け又はその趣旨に反する行為等があった場合には確認書を取り消し返納させることとする。
- 2 確認書の交付を受けた事業場は、その熱意を会報等で公表する。
- 3 主唱者・主催者は、本事業を協力して遂行する。

確認書

殿

貴社より提出のあった栃木労基署管内『安全宣言』運動！

に基づく

『安全宣言』を確認しました

今後、当該『安全宣言』に基づき、活動を推進されるよう

お願いします

平成29年 月 日

栃木労働基準監督署長

〇 〇 〇 〇